

○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)

別紙様式第3号

改正案	現行
年 月 日 金融庁長官（財務（支）局長） 殿 届出者 住 所 商号又は名称 代表者の氏名 印 営業保証金供託保証契約変更承認申請書 (略) 記 1. 申請の理由 2. 現に供託している営業保証金の内容 イ・ロ(略) ハ 振替国債の場合 (略) (記載上の注意) 「振替国債」とは、その権利の帰属が<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。 (以下略)	年 月 日 金融庁長官（財務（支）局長） 殿 届出者 住 所 商号又は名称 代表者の氏名 印 営業保証金供託保証契約変更承認申請書 (略) 記 1. 申請の理由 2. 現に供託している営業保証金の内容 イ・ロ (略) ハ 振替国債の場合 (略) (記載上の注意) 「振替国債」とは、その権利の帰属が<u>社債等の振替に関する法律</u>の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。 (以下略)

改正案	現行
年 月 日 金融庁長官（財務（支）局長） 殿 届出者 住 所 商号又は名称 代表者の氏名 印 営業保証金供託保証契約解除承認申請書 (略) 記 1. 申請の理由 2. 現に供託している営業保証金の内容 イ・ロ（略） ハ 振替国債の場合 (略) (記載上の注意) 「振替国債」とは、その権利の帰属が<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。 (以下略)	年 月 日 金融庁長官（財務（支）局長） 殿 届出者 住 所 商号又は名称 代表者の氏名 印 営業保証金供託保証契約解除承認申請書 (略) 記 1. 申請の理由 2. 現に供託している営業保証金の内容 イ・ロ（略） ハ 振替国債の場合 (略) (記載上の注意) 「振替国債」とは、その権利の帰属が<u>社債等の振替に関する法律</u>の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。 (以下略)